

令和2年5月7日

保育施設利用児童保護者 様

浜田市長 久保田 章 市  
(公印省略)

保育施設における新型コロナウイルス感染症への対応方針について  
(5/7時点)

平素より、本市の福祉行政にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、市内小中学校においては、令和2年5月11日(月)から授業を再開することが決定しました。

5月11日(月)から5月15日(金)までの間は、午前中のみ授業を実施し、給食後に下校しますが、5月18日(月)以降は通常通り授業を実施します。

一方、保育施設においては、国の緊急事態宣言が解除となっていないことや、3つの密が発生しやすい状況であることを鑑み、原則開所の方針は維持し、**5月31日(日)まで登園自粛要請期間を延長**します。

皆さまには、感染の防止にご理解、ご協力をいただきますとともに、**手洗いや咳エチケットなどの感染症対策や毎日の検温など、ご自身やお子様の体調管理の徹底**を改めてお願いいたします。

また、各施設において感染拡大防止のための対応策を設けておりますので、施設の指示に従い、対応していただきますようお願いいたします。

なお、今後国からの指示等により方針が変わる場合がありますので、その際は改めてご連絡いたします。

## 記

### 1 令和2年5月7日(木)時点の市内保育施設の対応方針について

#### (1) 令和2年4月30日付け通知からの変更点

##### ① 登園自粛要請期間の延長

【延長前】令和2年4月21日(火)から令和2年5月10日(日)まで

【延長後】令和2年4月21日(火)から**令和2年5月31日(日)**まで

##### ② 市内小中学校が一斉臨時休業となっていない期間に、市が必要性を認めた場合の登園自粛要請の追加

#### (2) 対応方針詳細

裏面の表をご確認ください。

【市内保育施設の対応方針について 5/7 時点】

|   | 区分   | 対応方針                     | 備考     |
|---|--|--------------------------|--------|
| 1 | ・以下の状況を除き、市が必要性を認めた場合                          | 利用児童の保護者に対し児童の登園の自粛を要請する | 5/7 追加 |
| 2 | ・市内小中学校が一斉臨時休業となった場合                           |                          |        |
| 3 | ・県西部又は市内で発生した場合                                |                          |        |
| 4 | ・職員の同居者が濃厚接触者の場合<br>・利用児童の同居者が濃厚接触者の場合         | 当該職員の勤務又は児童の登園を禁止する      |        |
| 5 | ・職員が発症した場合又は濃厚接触者の場合<br>・利用児童が発症した場合又は濃厚接触者の場合 | 該当施設を閉鎖（2週間程度）する         |        |

※登園自粛要請期間、登園禁止期間及び閉鎖期間は登園しない理由を問わず、保育料を日割り計算とします。

保育料はこれまでどおり一旦全額納付していただいた後、お返しする処理を行います（時期未定）。

収入激減等により、生活困窮となり、保育料の納付が困難となった場合は市子育て支援課までご相談ください。

【参考】

小中学校の再開に合わせ、令和2年5月11日(月)から放課後児童クラブも再開しますが、5月11日(月)から5月16日(土)までの期間は保護者に対して利用の自粛を要請します

<問い合わせ先>浜田市子育て支援課保育所幼稚園係 電話 0855-25-9330